

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年6月14日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

- 1. 監査対象 総務課
- 2. 監査期間 平成25年4月17日～4月22日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. ホームページは重要な情報開示手段であり、どのくらい見られているかは重大な関心事である。また、バナー広告依頼者の参考ともなることから、市ホームページへのアクセス件数をページ上に表示するよう検討のこと。</p>	<p>1. 現在のシステムの機能として、ある時点からの累計の閲覧数を表示することは可能ですが、次のような問題点があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①テキストのみで、ビジュアル的な工夫はなく、いつからの数値なのか表示不可能。改善するにはカスタマイズが必要（料金発生）。</li> <li>②一般に、アクセス数として表示する文字が任意に指定できるため、こうした表示自体、信憑性が低い情報と捉える人も多い。</li> <li>③ページ管理としては、当市ではより高機能な別のシステムでアクセス数などを把握している。このため、表示された数字との齟齬が生じる。</li> </ul> <p>以上の理由から、表示については見送ることとさせていただきます。なお、アクセス数自体は、前述のとおり担当が把握しておりますので、問い合わせや、広告掲載実績者に対する翌年度の掲載希望調査の際に情報提供するなどして活用し、広告収入の拡大を図っていきます。</p>